

京都市交通局次長等専決規程の一部を改正する規程を公布する。

令和3年3月31日

京都市公営企業管理者
交通局長 山本 耕治

京都市交通局管理規程第30号

京都市交通局次長等専決規程の一部を改正する規程

京都市交通局次長等専決規程の一部を次のように改正する。

第1条中「，室長」を削る。

別表第1部長及び室長共通の項第16号中「100,000円」を「500,000円」に改め，同項中第20号を第22号とし，第19号を第21号とし，第18号を第20号とし，第17号の次に次の2号を加える。

(18) 1件貸付料月額500,000円以下の公有財産の貸付けの決定及び契約に関すること。

(19) 1件使用料月額100,000円以下の行政財産の目的外使用の使用料及び1件貸付料月額100,000円以下の公有財産の貸付けの貸付料の減免に関すること。

別表第1部長及び室長共通の項中「部長及び室長共通」を「部長共通」に改める。

別表第1予算担当課の課長等及び予算担当事業所の所長共通の項第9号中「で，電柱，水道管，ガス管等に係るもの及び期間の更新に係るもの」を削り，同項中第12号を第14号とし，第11号を第13号とし，第10号を第12号とし，第9号の次に次の2号を加える。

(10) 1件貸付料月額10,000円以下の公有財産の貸付けの決定及び契約に関すること。

(11) 1件使用料月額10,000円以下の行政財産の目的外使用の使用料及び1件貸付料月額10,000円以下の公有財産の貸付けの貸付料の減免に関すること。

別表第1担当課長共通の項中第2号を第6号とし，第1号を第5号とし，同号の前に次の4号を加える。

(1) 補佐職員の休暇，欠勤等の承認に関すること。

(2) 補佐職員の出張及び復命に関すること。

(3) 補佐職員の1日以内の職務に専念する義務の免除に関すること。ただし，京都市職員厚生会及び労働組合の業務によるものを除く。

(4) 補佐職員の時間外勤務命令に関すること。

別表第2次長の項第25号中「1件使用料月額300,000円以下の」を削り、同項中第27号を第28号とし、第26号を第27号とし、第25号の次に次の1号を加える。

(26) 公有財産の貸付けの決定及び契約に関すること。

別表第2企画総務部長の項第15号中「の決定及び契約並びにこれら」を削り、同項中第17号及び第18号を削り、第19号を第17号とし、第20号から第22号までを削り、同項の次に次の項を加える。

財務担当部長	(1) 企業債の収入及び元利償還の決定に関すること。 (2) 一時借入金の借入及び元利償還に関すること。 (3) 資金運用に関すること。
--------	--

別表第2営業推進室長の項中第3号から第8号までを削り、第2号の次に次の3号を加える。

(3) 1件10,000,000円以下の不動産の買収及び補償の決定並びに契約に関すること。

(4) 1件帳簿価格（土地については時価）3,000,000円以下の物品及び固定資産の用途廃止に関すること。

(5) 1件時価5,000,000円以下の不用品又は用途廃止した固定資産の売却及び交換の決定並びに契約に関すること。

別表第2営業推進室長の項中「営業推進室長」を「増収増客担当部長」に改める。

別表第2総務課長の項に次の5号を加える。

(5) 1件5,000,000円以下の物品等の調達契約に関すること。ただし、管理者が別に定める随意契約に係るものを除く。

(6) 1件10,000,000円以下の工事請負契約に関すること。

(7) 入札者の資格調査及び決定に関すること。

(8) 契約の納期の延長に関すること。

(9) 入札保証金及び契約保証金の納付及び還付に関すること。

別表第2財務課長の項中第5号から第15号までを削り、同項の次に次の項を加える。

営業調査課長	(1) 通学定期券発売学校の指定に関すること。 (2) 通学定期券発売学校の学外実習先の指定に関すること。 (3) 定期券の払戻し及び書換手数料の減免に関すること。 (4) 事業概要及び統計速報の発行に関すること。
--------	--

	(5) 乗車券の調製に関すること。 (6) 不用乗車券及び原紙の廃棄に関すること。
--	--

別表第2 営業推進課長の項に次の6号を加える。

- (2) 1件帳簿価格（土地については時価）1,000,000円以下の物品又は固定資産の用途廃止に関すること。
- (3) 1件時価3,000,000円以下の不用品又は用途廃止した固定資産の売却及び交換の決定並びに契約に関すること。
- (4) 売却の見込のない不用品又は売却の見込のない用途廃止した固定資産の廃棄処分に関すること。
- (5) 局財産の保険契約に関すること。
- (6) 貯蔵物品の払出しに関すること。
- (7) 事業用地の分割及び地目変更並びに登記に関すること。

附 則

この規程は、令和3年4月1日から施行する。

(交通局企画総務部職員課)